

令和8年度

三郷市立高州小学校いじめ防止基本方針
(いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針)

三郷市立高州小学校

はじめに

全国的にいじめや暴力等により、子どもの生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生しており社会問題となっています。そのような中で、第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行されました。さらに、同法第11条において文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針が策定（平成29年3月改定）されました。

また、埼玉県では、平成26年1月に「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定（平成27年5月改定・平成29年7月改定）されました。

本校では、三郷市教育委員会が推進する「三郷の教育 四つの礎」（授業改善 日本一の読書のまち三郷の推進 家庭教育の充実 夢への挑戦）の取組、考え議論する道徳の推進、心豊かな児童生徒の育成を目指し、学校教育目標である「たくましい子 かんがえる子 すなおな子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめ防止、早期発見・早期対応が計画的に行われるよう講ずるべき対策を以下の通り策定し、いじめ防止に取り組んでいきます。

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

2 いじめ防止等のために本校が実施する取組

本校は、三郷市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめ

に向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 人間力を高める道德教育の充実

道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道德教育の充実を図る。

- (ア) 「みんなのどうとく」(1～3年)、「みんなの道德」(4～6年)を用い、考え議論する展開の中でいじめを生まない心の教育を進めていく。
- (イ) 道德教育指導資料集「彩の国の道德」「学級づくりの羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 児童の心を揺さぶる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みさせる。
- (エ) 学校公開日には、全学級が道德の授業を公開する。

ウ 豊かな体験活動の充実

- (ア) 学校行事や児童会活動をとおして、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- (イ) 福祉体験、ボランティア体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置づけ実施する。
- (ウ) 教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」「卑怯な振る舞いをしない」という人間性豊かな心を育てる。

エ 児童会主体の取組の充実

- (ア) 11月に「開校記念児童集会」を実施し、思いやりの心や児童相互のコミュニケーション力の向上を図る。
- (イ) 10月に児童集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- (ウ) 11月に人権教育週間を設け、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

オ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会で見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。

カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学級活動等を活用して、ネットモラルについて学ぶ機会を設ける。
- (イ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、吉川警察署、草加児童相談所、こども未来部、教育相談所、関係小中学校等の諸機関と連携して問題解決に臨む。

イ 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月「高州っ子・こころのアンケート」を実施する。
- (イ) 「高州っ子・こころのアンケート」の実施から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 教職員は児童に積極的に言葉がけをし、児童とのコミュニケーションを日頃から図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- (エ) 「連絡帳」などから交友関係や相談等の把握に努めるとともに、家庭学習ノートや日記等を活用し、児童の実態把握と適切な指導に努める。
- (オ) 教育相談日を毎月設け、保護者が気軽に相談できる体制を整える。
- (カ) 保護者へのアンケート調査を学期に1回程度実施する。

ウ「I's 2019」の活用

- (ア)「教職員用いじめ発見チェックシート」を活用し、いじめのサインを読み取りアンテナを高くしていじめの早期発見に努める。
- (イ)「アンケート調査の具体的方法」を参考に、いじめの早期発見に向けたアンケートを計画的・効果的に実施する。アンケート結果のきめ細かい把握に努め、対応が遅れることがないよう教職員全員で情報を共有する。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア 適切な実態把握

当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

イ いじめている児童への指導

いじめている児童へ説諭する。また、再発を防止するために児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

ウ いじめられている児童への支援

共感的態度で話を聴く。安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。また、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

カ 学級への対応

- (ア) 話合いなどを通して、いじめを考える。
- (イ) 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- (ウ) 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- (エ) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- (オ) 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して好ましい人間関係を築く。
- (カ) 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ 他校の児童（生徒）が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

ク 三郷市教育委員会への報告

- （ア）法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三郷市教育委員会へ速やかに報告する。
- （イ）犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 校内組織と重大事態への対処

（1）校内組織

「いじめ防止等推進協議会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学年主任

〈内容〉 ①早期発見に関すること

②未然防止に関すること

③対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童理解を深める取組に関すること

〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

（2）重大事態への対処への流れ

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は三郷市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。

エ 本校は、対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。

オ 調査を行った対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。

（3）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成 2 6 年 3 月策定

平成 2 8 年 3 月改定

平成 3 0 年 4 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 4 月改定

令和 6 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

令和 8 年 4 月改定